

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	西桜島地区地域水産業再生委員会
代表者名	会長 重信 雅彦

再生委員会の構成員	鹿児島市漁業協同組合、鹿児島市
オブザーバー	鹿児島県鹿児島地域振興局林務水産課

※再生委員会規約及び推進体制は別紙のとおり

対象となる地域の範囲及び漁業種類	魚類養殖業(4経営体), 貝類養殖業(3経営体), 延縄漁業(15経営体), 一本釣り漁業兼刺網漁業(19経営体), 一本釣り漁業兼延縄漁業(9経営体), 一本釣り漁業兼その他漁業(70経営体) 漁業経営体数 合計117 ※貝類養殖業は一本釣り漁業兼その他漁業の一部が兼業
------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

(概況・アクセス)

当地域は、鹿児島県鹿児島市にあり、鹿児島湾(錦江湾)に浮かぶ東西約12km、南北約10km、周囲約55kmの世界でも有数な火山「桜島」を背に東西約6km、南北約10km、最深部約200mと溶岩礁の取り巻く豊かな自然に恵まれた漁場であり、多種に渡る漁業が行われている。

(漁場)

当地区の漁場は、鹿児島湾内であり、静穏で溶岩地に囲まれ、水深は深い場所で200mあるなど、豊かな水産資源に恵まれた漁場である。この恵まれた漁場を生かし、多種多様な漁業が行われている。

(漁業種類別の現状)

魚類養殖においては、ブリ及びカンパチを養殖対象魚としており、最盛期には30経営体を超える地域を担う産業であったが、全国的な生産状況の不安定、飼料及び燃油の高騰、国内需要の低迷等が起因し、厳しい経営を強いられており、平成28年度末においては、4経営体まで減少している。

また、漁船漁業は、一人乗り小型漁船での沿岸漁業が主であり、他産業

との兼業者が多く、漁期に応じて、多様な漁法を行っている。

一本釣漁業では、主としてマダイ・アジ、延縄漁業ではマダイなど、そのほか、機船二そう曳網ではサヨリ、潜水器漁業ではウニ・ナマコなどといったように多様な魚種が水揚げされる。

そのほか、漁船漁業では、小型船が多いことに加え、燃油高騰により遠方漁場へ出漁することはあるなく、近年は、漁獲量が低下している。

また、魚価安や魚離れに加えて、漁業資材の値上がりなど、厳しい状況が続いているおり、漁業以外との兼業者が増えているほか、漁業者の約半数が65歳以上であり、高齢化が進んでいる。

(2) その他の関連する現状等

- 平成27年に、桜島の火山活動がレベル3からレベル4に引き上げられ、島外からの観光客のみならず、地元住民も自主避難する状況もあったが、現在はレベル3に引き下げられ、地元住民は従来通りの生活を取り戻している。
- 地元の道の駅である「火の島めぐみ館」は、印象的な道の駅として知られている。現在は、農産加工品や農産物の販売が中心であるが、現在は鮮魚を販売するコーナーもある。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

1. 漁業収入の向上対策

1) 養殖魚の販路の転換による魚価の向上

養殖魚種のうち、特にブリについては、海外向けの需要が高まっており、国内向けよりも単価が高い状況がある。基準年は、国内向けと海外向けの比率が5:5であるので、養殖業者は、今後は加工販売業者と協議しながら、販路を海外にシフトしていく、最終的には販売尾数を国内:海外を4:6になるようとする。

2) 地産地消の強化

①漁業者は、鹿児島市市街地の直販所や道の駅において、地元産天然ヒジキやワカメ等の試食会等のPRイベントを行い、地元水産物の知名度の向上と、魚食普及を推進する。

②漁業者は、地元桜島にある道の駅において、鮮魚の販売を行うことにより、魚価の安定と、低・未利用魚の有効活用を図る。

3) 貝類養殖の導入による収入の向上

漁業者は、現在営む漁業種との兼業として、貝類養殖に取り組むことにより、新たな収入源を確保し、もって漁業収入の向上を図るとともに、高齢漁業者や新規就業者の就業の場を確保する。

4) その他関連事業

市・漁協・漁業者が連携して、増殖場・魚礁の設置、マダイやヒラメ種苗の放流を行うことにより、水産資源の増大を図る。

2. 漁業コストの削減

1) 操業時の燃油コストの削減

- ①全漁業者が定期的な漁船の船底等の清掃を行う。また漁船の航行時に減速することにより燃油消費量の削減を図る。
- ②漁業者は、古いエンジンを省エネ型エンジンに更新することにより、操業時の燃油節減を図る。

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- ・鹿児島県漁業調整規則により、採捕できる水産動物の体長制限や採捕禁止期間を設けている。
- ・漁協の漁業権行使規則により、採捕できる水産動物の体調制限や採捕禁止期間を設けている。
- ・鹿児島海区漁業調整委員会指示により、マダイ・ヒラメの体長制限を設けている。

(3) 具体的な取組内容

1年目（平成28年度）漁業所得を基準年対比2.2%向上させる。

漁業収入の向上のための取組	<p>1) 養殖魚の販路の転換による魚価の向上</p> <p>養殖魚種のうち特にブリについては、海外向けの需要が高まっており国内向けよりも単価が高い状況があることから、養殖業者は、販路を海外にシフトするために販売・加工業者との検討を行う。</p> <p>2) 地産地消の強化</p> <p>①地元桜島にある道の駅において、漁業者が鮮魚の直接販売を開始するために、漁業者は、道の駅側との協議・調整、また販売に至るまでの手続きについて検討を行う。</p> <p>3) 水産資源の増殖や漁場環境の整備</p> <p>市と漁協、漁業者は、タコ産卵礁設置を行うほか、マダイやヒラメ種苗の放流を行う。県や市は、広域漁場整備事業における増殖用魚礁設置によって水産資源の増大を図る。また、漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1) 操業時の燃油コストの削減</p> <p>①漁業者は、定期的な船底等の清掃を行い、基準年より燃油使用量を7%削減する。</p> <p>②漁業者は、漁船の速度を20ノットから18ノットに減速することにより、7%の燃油消費量の削減を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none">・広域漁場整備事業（水産庁）・漁業経営セーフティネット構築事業（水産庁）・地域実践活動取組支援事業（水産庁）・浜の活力再生支援事業（鹿児島県）・地域振興推進事業（鹿児島県）・増養殖振興事業（鹿児島市）

2年目（平成29年度）漁業所得を基準年対比6.1%向上させる。

漁業収入の向上のための取組	<p>1) 養殖魚の販路の転換による魚価の向上 養殖業者は、国内と海外向けの比率を4:6にすることを目指して、国内向けに販売しているブリ尾数の約4%を、海外販売に振り向けることで単価の向上を図る。また、海外への出荷時期を伸ばすため、早期に導入でき、早い時期に大型魚を出荷できる可能性のある人工種苗の導入を検討する。</p> <p>2) 地産地消の強化 ①地元桜島にある道の駅において、漁業者が鮮魚の直接販売を開始するために、漁業者は、道の駅側との協議・調整、また販売に至るまでの手続きについての検討を行う。</p> <p>3) 水産資源の増殖や漁場環境の整備 市と漁協、漁業者は、タコ産卵礁設置を行うほか、マダイやヒラメ種苗の放流を行う。県や市は、広域漁場整備事業における増殖用魚礁設置によって水産資源の増大を図る。また、漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。</p> <p>4) 貝類養殖業の導入・推進 漁協及び漁業者は、兼業漁業種としての貝類養殖に取り組むため、新たな漁獲収入を見込むことができる種の選定や養殖技術を取得するため、先進地で研修を行う。また、有望種については試験養殖を開始する。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1) 操業時の燃油コストの削減 ①漁業者は、定期的な船底等の清掃を行い、基準年より燃油使用量を7%削減する。 ②漁業者は、漁船の速度を20ノットから18ノットに減速することにより、7%の燃油消費量の削減を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・広域漁場整備事業（水産庁） ・漁業経営セーフティネット構築事業(水産庁) ・地域実践活動取組支援事業(水産庁) ・浜の活力再生プラン推進事業（水産庁） ・浜の活力再生支援事業（鹿児島県） ・地域振興推進事業（鹿児島県） ・増養殖振興事業（鹿児島市）

3年目（平成30年度）漁業所得を基準年対比9.3%向上させる。

漁業収入の向上のための取	<p>1) 養殖魚の販路の転換による魚価の向上 養殖業者は、国内と海外向けの比率を4:6にすることを目指して、国内向けに販売しているブリ尾数の約8%を、海外販売に振り向けることで</p>
--------------	---

組	<p>単価の向上を図る。また、海外への出荷時期を伸ばすため、早期に導入でき、早い時期に大型魚を出荷できる可能性のある人工種苗の導入を種苗生産業者と協議する。</p> <p>2) 地産地消の強化</p> <p>①漁業者は、捌いてパッキングした多獲性魚や未利用魚などを、地元桜島にある道の駅において、主に鹿児島市内在住者向けに販売を行い、漁獲物の単価向上を計るとともに、女性活躍の場の拡大を図る。</p> <p>②漁業者は、地元の道の駅で、試食会などのイベント販売で地元産水産物のPRを行い、地元での消費拡大を図り、消費者の反応により売り方の検討を行う。</p> <p>3) 水産資源の増殖や漁場環境の整備</p> <p>市と漁協、漁業者は、タコ産卵礁設置を行うほか、マダイやヒラメ種苗の放流を行う。県や市は、広域漁場整備事業における増殖用魚礁設置によって水産資源の増大を図る。また、漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。</p> <p>4) 貝類養殖業の養殖技術の構築</p> <p>漁協及び漁業者は、引き続き有望種(イワガキ)の試験養殖に取り組み、養殖技術の構築を図るとともに、区画漁業権の新規取得による養殖の本格化を目指す。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1) 操業時の燃油コストの削減</p> <p>①漁業者は、定期的な船底等の清掃を行い、基準年より燃油使用量を7%削減する。</p> <p>②漁業者は、漁船の速度を20ノットから18ノットに減速することにより、7%の燃油消費量の削減を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・広域漁場整備事業(水産庁) ・漁業経営セーフティネット構築事業(水産庁) ・女性活躍のための実践活動支援事業(水産庁) ・浜の担い手育成支援事業(鹿児島県) ・地域振興推進事業(鹿児島県) ・増養殖振興事業(鹿児島市)

4年目（平成31年度）漁業所得を基準年対比12.8%向上させる。

漁業収入の向上のための取組	<p>1) 養殖魚の販路の転換による魚価の向上 養殖業者は、国内と海外向けの比率を4:6にすることを目指して、国内向けに販売しているブリ尾数の約13%を、海外販売に振り向けることで単価の向上を図る。また、海外への出荷時期を伸ばすため、早期に導入でき、早い時期に大型魚を出荷できる可能性のある人工種苗の導入を種苗生産業者と協議する。</p> <p>2) 地産地消の強化 ①漁業者は、捌いてパッキングした多獲性魚や未利用魚などを、地元桜島にある道の駅において、主に鹿児島市内在住者向けに販売を行い、漁獲物の単価向上を計るとともに、女性活躍の場の拡大を図る。 ②漁業者は、地元の道の駅で、試食会などのイベント販売で地元産水産物のPRを行い、地元での消費拡大を図り、消費者の反応により売り方の検討を行う。</p> <p>3) 水産資源の増殖や漁場環境の整備 市と漁協、漁業者は、タコ産卵礁設置を行うほか、マダイやヒラメ種苗の放流を行う。漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。</p> <p>4) 貝類養殖業の本格化 漁協及び漁業者は、イワガキ養殖施設の整備を行い、養殖を本格開始する。種苗の増産、漁場に合った養殖スタイルの構築に取り組むとともに、将来的な規模拡大を目指し、新規漁業者（高齢漁業者及び新規就労者を含む）向けの技術指導、後継者の確保と育成を推進する。 また、今後の出荷へ向けて、出荷方法、流通体制、海水滅菌装置等の資材購入について検討する。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1) 操業時の燃油コストの削減 ①漁業者は、定期的な船底等の清掃を行い、基準年より燃油使用量を7%削減する。 ②漁業者は、漁船の速度を20ノットから18ノットに減速することにより、7%の燃油消費量の削減を図る。 ③漁業者は、古いエンジンを省エネ型エンジンに更新することにより、操業時の燃油節減を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業(水産庁) ・女性活躍のための実践活動支援事業(水産庁) ・浜の担い手育成支援事業（鹿児島県） ・地域振興推進事業（鹿児島県） ・増養殖振興事業（鹿児島市）

5年目（平成32年度）漁業所得を基準年対比16.3%向上させる。

漁業収入の向上のための取り組み	<p>1) 養殖魚の販路の転換による魚価の向上 養殖業者は、国内と海外向けの比率を4:6にすることを目指して、国内向けに販売しているブリ尾数の約17%を、海外販売に振り向けることで単価の向上を図る。また、海外への出荷時期を伸ばすため、早期に導入でき、早い時期に大型魚を出荷できる可能性のある人工種苗の導入を開始する。</p> <p>2) 地産地消の強化 ①漁業者は、捌いてパッキングした多獲性魚や未利用魚などを、地元桜島にある道の駅において、主に鹿児島市内在住者向けに販売を行い、漁獲物の単価向上を計るとともに、女性活躍の場の拡大を図る。 ②漁業者は、地元の道の駅で、試食会などのイベント販売で地元産水産物のPRを行い、地元での消費拡大を図り、消費者の反応により売り方の検討を行う。</p> <p>3) 水産資源の増殖や漁場環境の整備 市と漁協、漁業者は、タコ産卵礁設置を行うほか、マダイやヒラメ種苗の放流を行う。漁協及び漁業者は造成された増殖用魚礁に、最低2ヶ月間の保護期間を設け水産資源の増大を図る。</p> <p>4) 養殖貝類の出荷及び販路拡大 漁協及び漁業者は、養殖イワガキの出荷を開始する。出荷にあたっては、殺菌海水による浄化や異物除去等の衛生管理を徹底して品質向上に努める。 併せて、販売促進の為、地元飲食店に営業を行うとともに、地域実践活動の取組として、イベント等で地元産イワガキの認知度を広め、取扱いの増加を目指す。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1) 操業時の燃油コストの削減 ①漁業者は、定期的な船底等の清掃を行い、基準年より燃油使用量を7%削減する。 ②漁業者は、漁船の速度を20ノットから18ノットに減速することにより、7%の燃油消費量の削減を図る。 ③漁業者は、古いエンジンを省エネ型エンジンに更新することにより、操業時の燃油節減を図る。</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティネット構築事業(水産庁) ・女性活躍のための実践活動支援事業(水産庁) ・浜の担い手育成支援事業（鹿児島県） ・地域振興推進事業（鹿児島県） ・増養殖振興事業（鹿児島市）

(4) 関連機関との連携

- ・火の島めぐみ館（桜島に位置する道の駅）
水産物の出品、販売について、連携協力を仰ぐ。
- ・地元飲食店(天文館地区)
地元産イワガキの知名度が上がるよう販売協力を仰ぐ。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上 %	基準年	総漁業所得
	目標年	総漁業所得

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力プランとの関係性
広域漁場整備事業（水産庁）	・増殖用魚礁を設置し水産資源の維持・回復を図るとともに、漁場の造成により漁獲量の向上を目指す。
漁業経営セーフティーネット構築事業（水産庁）	・漁業用燃油、餌料価格高騰などのコスト増大に対応し、経営を安定させる。
地域実践活動取組支援事業（水産庁） 女性活躍のための実践活動支援事業（水産庁）	・道の駅や直販所での漁業者グループの直販活動において、イベントなどにより地産地消を推進し、地元で鮮度のよい魚を販売することで所得向上を図る。
浜の活力再生プラン推進事業（水産庁）	・兼業漁業種としての貝類養殖の有望種の選定及び養殖技術取得のため、先進地で研修を行う。
浜の活力再生支援事業（鹿児島県）	・道の駅や直販所での漁業者グループの直販活動において、イベントなどにより地産地消を推進し、地元で鮮度のよい魚を販売することで所得向上を図る。
地域振興推進事業（鹿児島県）	・漁業者が販路転換の促進または地元での直販を進める際、ソフト事業やハード事業を行う。

増養殖振興事業（鹿児島市）	・タコ産卵礁、魚礁設置により、水産資源の保護・増殖を図る。
鹿児島市栽培漁業振興事業	・稚魚放流により、資源を増大させ水揚げ量の増加を図る。
漁業生産基盤整備事業 (魚礁設置・増養殖振興)	・魚礁等を設置し、漁獲量増大とともに、近場での操業により省燃油操業を目指す。